

公益社団法人米沢青年会議所 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人米沢青年会議所（英文名 Junior Chamber International Yonezawa）（以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は山形県米沢市に置く。

(目的)

第3条 本会は、地域社会と国家の健全な発展及び会員の資質の向上と啓発を図ることを目的とする。

(運営の原則)

第4条 本会は、特定の個人又は法人、その他の団体の利益を目的として、その事業を行わない。

2 本会は、これを特定の政党のために利用しない。

(事業)

第5条 本会は、その目的達成のため次の事業を行う。

- (1) 体験活動やスポーツ等を通じて児童又は青少年の心身の健全な育成に寄与する「青少年育成」事業
- (2) セミナーや講座等を通じて地域に暮らす市民の豊かな人間性の涵養に寄与する「ひとづくり」事業
- (3) 催事の開催や参画等を通じて地域の活性化および市民生活の向上に寄与する「まちづくり」事業
- (4) 会員の指導力啓発、知識・教養の習得・向上、能力の開発を促進する事業
- (5) 会員拡大事業
- (6) 会員の親善および公益社団法人日本青年会議所等との連携に基づく事業
- (7) その他本会の目的を達成するために必要な事業

2 本会の事業は山形県において行うものとする。

第2章 会員

(会員の種類)

第6条 本会の会員は、次の4種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）上の社員とする。

(1) 正会員 米沢市及びその周辺の地域に住所または勤務先を有する20歳以上40歳未満の本会の目的に賛同する青年で、正会員となることを希望し理事会において入会を承認された者

(2) 特別会員 40歳に達した年の事業年度末まで正会員であって、理事会で承認された者

(3) 準会員 米沢市及びその周辺の地域に住所または勤務先を有する20歳以上40歳未満の本会の目的に賛同する青年で、準会員となることを希望し理事会において入会を承認された者

(4) 賛助会員 本会の目的に賛同し、その発展を助成しようとする個人、法人又は団体で、理事会において承認された者

2 正会員が事業年度中に40歳に達した場合は、当該事業年度に関し1月に開催される通常総会の終了の時まで、正会員としての資格を有する。

3 40歳に達する年に理事長に選任された者に関しては、翌事業年度に関し1月に開催される通常総会の終了の時まで、正会員としての資格を有する。

4 前3項に掲げるほか会員の種類に関する事項は、会員資格規程に定める。

(入会)

第7条 本会の正会員になろうとする者は、所定の入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

2 このほか入会に関する事項は、会員資格規程に定める。

(会員の権利)

第8条 正会員は、本定款に定めるもののほか、本会の目的達成に必要なすべての事業に参加する権利を平等に享有する。

2 特別会員、準会員、賛助会員については、会員資格規程に定める。

(会員の義務)

第9条 会員は、定款及びその他の規程を遵守し、本会の目的達成に必要な義務を負う。

2 会員は、会員資格規程に基づいた額を支払う義務を負う。

(退会)

第10条 会員が本会を退会しようとするときは、退会届を理事長に提出し、理事会の承認を得なければならない。ただし、やむを得ない事由があるときはこの限りではない。

2 前項の場合において、当該正会員は、その年度の会費を納入しなければならない。

(除名)

第 11 条 本会は、正会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって、当該正会員を除名することができる。

- (1) 本会の名誉を毀損し、又は本会の目的遂行に反する行為をしたとき。
- (2) 本会の秩序を著しく乱す行為をしたとき。
- (3) その他、会員として適当でないと認められたとき。

2 前項の規定により正会員を除名しようとするときは、当該会員に対し除名の議決を行う総会の 1 週間前までに、理由を付して除名をする旨の通知をし、当該総会において、弁明の機会を与えなければならない。

3 特別会員、準会員又は賛助会員が第 1 項各号のいずれかに該当するに至ったときは、理事会の決議により、当該会員を除名することができる。

4 除名が議決されたときは、当該会員に対し通知するものとする。

(資格の喪失)

第 12 条 第 10 条及び前条の場合のほか、会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を失う。

- (1) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (2) 死亡又は失踪宣告を受けたとき。
- (3) 会費を納入せず、督促後なお 6 ヶ月以上納入しないとき。
- (4) 総正会員が同意したとき。

(休会)

第 13 条 正会員は、やむを得ない事由により長期間各種会議、行事に出席できないときは、理事会の承認を得て、休会することができる。

2 当該会員が休会する場合、例会への出席義務を免除され、会費の一部を免除されるものとする。その他については会員資格規程に定める。

第 3 章 総 会

(総会の構成・種類)

第 14 条 本会の総会は、正会員をもって構成する。

2 総会は毎年 1 月と 9 月に通常総会として開催するほか、必要がある場合は臨時総会として開催する。

3 前 2 項の総会をもって一般社団・財団法人法上の社員総会とし、毎年 1 月に開催する通常総

会をもって同法上の定時社員総会とする。

(招集)

第 15 条 総会は法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 総正会員の議決権の 10 分の 1 以上議決権を有する正会員は、理事長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(権限)

第 16 条 総会は、一般社団・財団法人法に規定する事項並びに本定款に別に定めるもののほか、次の各号を議決する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 定款の変更
- (3) 事業報告、貸借対照表及び損益計算書の承認
- (4) 本会の解散及び残余財産の処分方法
- (5) 会員資格規程の制定、変更及び廃止
- (6) 基本財産管理規程の制定、変更及び廃止
- (7) 会員の除名
- (8) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡
- (9) 理事会において総会に付議した事項
- (10) 重要な財産の処分または譲り受け
- (11) 前各号に定めるほか、法令に規定する事項

(議長)

第 17 条 総会の議長は、当該総会において正会員の中から選出する。

(議決権)

第 18 条 総会における議決権は、正会員 1 名につき 1 個とする。

(定足数)

第 19 条 総会は、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上を有する正会員の出席により成立する。

(議決)

第 20 条 総会の決議は、出席した正会員の有する議決権の過半数をもって決する。

2 理事又は正会員が、総会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会決議があったものとする。

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、選出された各候補者ごとに、第 1 項の

決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第23条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(特別決議)

第21条 前条第1項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の3分の2以上であって、総正会員の議決権の4分の3以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 会員資格規程の制定、変更及び廃止
- (4) 基本財産管理規程の制定、変更及び廃止
- (5) 会員の除名
- (6) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡
- (7) その他法令で定められた事項

2 前項の決議に関する総会招集の通知には、付議事項の内容及び提案の理由を記載しなければならない。

(書面による議決権の行使等)

第22条 正会員は、法令に定めるところにより書面または電磁的方法により議決権を行使し、又は他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

2 前項の場合において、第18条、第19条第1項及び前条第1項の規定の適用については、当該正会員は出席したものとみなす。

(議事録)

第23条 総会の議事については、法令に定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、当該総会に出席した正会員のうちから選任された議事録署名人2名及び議長が署名押印しなければならない。

第4章 役員等

(役員)

第24条 本会に次の役員を置く。

- (1) 理事17名以上23名以内
- (2) 監事2名以上4名以内

2 理事のうち1名を理事長、以下本会を円滑に運営するための任意の役職として、1名を直前

理事長、4名以内を副理事長、1名を専務理事、1名を財政局長、1名を事務局長、4名以内を室長とし、常任理事とする。

- 3 前項の理事長をもって一般社団・財団法人法上の代表理事とし、専務理事をもって同法上の業務執行理事とする。

(理事の職務・権限)

第25条 理事は、理事会を構成し、法令及び本定款で定めるところにより職務を執行する。

- 2 理事長は、本会の業務を統括する。
- 3 直前理事長は、理事長経験を生かし業務について必要な補助をする。
- 4 副理事長は、理事長を補佐して業務をつかさどる。
- 5 専務理事は、理事長の業務の執行を補佐し、事務局を管理して本会の常務を処理する。
- 6 財政局長は、専務理事を補佐し、主に会計に関する業務を処理する。
- 7 事務局長は、専務理事を補佐し、主に事務に関する業務を処理する。
- 8 室長は、委員会を分掌し、委員長に対し必要な助言をする。
- 9 理事長及び前項に定める業務を執行する理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(選任等)

第26条 理事及び監事は、総会においてこれを選任する。

- 2 理事及び監事は、本会の正会員の中から選任する。
- 3 理事長、副理事長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選任する。
- 4 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等以内の親族その他特別の関係にあるものの合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
- 5 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互の密接な関係にある者である理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事も同様とする。
- 6 監事は、本会の理事若しくは使用人を兼任することができない。また、各監事は、相互に親族その他特別の関係があってはならない。
- 7 一般社団・財団法人法第65条第1項各号に該当する者は本会の役員になることができない。

(監事の職務・権限)

第27条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(任期)

第28条 理事の任期は、選任された事業年度に関し1月に開催される通常総会の終結の時までと

する。ただし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関し1月に開催される通常総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 3 本定款で定めた役員の員数が欠けた場合、直ちに補欠の役員を選出しなければならない。
- 4 前項で選任された役員の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 5 役員は、辞任又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまで、その職務を行わなければならない。

(辞任及び解任)

第29条 役員は、理事会の承認を得て辞任することができる。

- 2 役員は、総会の決議により解任することができる。

(顧問)

第30条 本会に、本会の運営に対し助言を行うことが出来る任意の役職として顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、理事長が指名する。
- 3 顧問は、理事長の諮問に答申し、又は意見を述べることができる。
- 4 顧問の任期、辞任及び解任については、第28条及び前条の規定を準用する。

(報酬等)

第31条 役員は無報酬とする。

第5章 理事会

(構成)

第32条 本会に理事会を置く。

- 2 理事会はすべての理事をもって構成する。

(理事会の権限)

第33条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長の選定及び解職

(理事会の開催)

第 34 条 理事会は毎月 1 回以上開催する。

(招集)

第 35 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故あるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第 36 条 理事会の議長は、理事長若しくは理事長の指名した者がこれにあたる。ただし、理事長を選任する場合に限り、理事の互選とする。

(議決)

第 37 条 理事会の決議は、本定款に別段に定めがあるもののほか、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団・財団法人法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 38 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。理事長及び監事は、これに署名捺印しなければならない。ただし、理事長が理事会に出席しなかった場合は、出席した理事及び監事がこれに署名捺印する。

第 6 章 常任理事会

(構成)

第 39 条 本会に、理事会を円滑に運営するための任意の機関として常任理事会を置く。

2 常任理事会は常任理事及び理事長が指名する理事をもって構成する。

(常任理事会の役割)

第 40 条 常任理事会は、理事会に提出する議案について協議し、理事会に参考意見を提出することができる。ただし、理事が常任理事会の協議を経ずに理事会に議案を提出することを妨げない。

(常任理事会の開催)

第 41 条 常任理事会は毎月 1 回以上開催する。

(招集)

第 42 条 常任理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故あるときは、各常任理事が常任理事会を招集する。

第 6 章 例会、委員会、事務局

(例会)

第 43 条 本会は、第 5 条に定める事業遂行の場としての任意の会合である例会を開催する。

2 例会は、毎月 1 回以上（年 12 回以上）開催する。

3 例会の運営については、理事会の議決により定める。

(委員会)

第 44 条 本会は、理事会の決定のもと、目的達成に必要な事項を調査、研究、審議、又は実施するための任意の機関として委員会を置く。また、関連する委員会をまとめる室を設置することができる。

2 委員会は、委員長 1 名、副委員長、会計、幹事及び委員をもって構成する。

3 委員長は、正会員のうちから理事長が理事会の決議を経て委嘱し、委員は正会員のうちから委員長が理事会の決議を経て任命する。

4 正会員のうち、理事、監事、顧問及び事務局等を除き、原則として全員がいずれかの委員会に所属しなければならない。

(事務局の設置)

第 45 条 本会に、その目的達成に必要な事務を処理するため、事務局を置く。

(事務局の構成)

第 46 条 事務局には所要の職員を置くことができる。

2 事務局の職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。

3 事務局の組織及び運営に関して必要な事項は、理事長が理事会の議決により別に定める。

第 7 章 資産及び会計

(事業年度)

第 47 条 本会の事業年度は、毎年 1 月 1 日に始まり、同年 12 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 48 条 本会の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに理事長が作成し、理事会の承認を受けるものとする。これを変更する場合も、同様とする。

(事業報告及び収支決算)

第 49 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、総会に提出し、第 1 号及び第 2 号の書類についてはその内容を報告し、第 3 号から第 6 号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の書類のほか、次の書類を事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、社員名簿を事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 会計監査報告
- (3) 理事及び監事の名簿
- (4) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (5) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(基本財産)

第 50 条 本会は、第 5 条の公益目的事業を行うために基本財産を保有することができる。

2 基本財産は、総会で基本財産として繰り入れることを決議した財産とする。

3 基本財産は、これを処分し、または担保に供することができない。ただし、やむをえない理由があるときは、総会において正会員の 3 分の 2 以上が出席し、総正会員数の 4 分の 3 以上の同意を得て、その全部もしくは一部を処分し、または担保に供することができる。

4 基本財産の運用益は、第 5 条の公益目的事業に使用しなければならない。

(重要な財産の処分又は譲り受け)

第 51 条 本会が資金の借入をしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会において議決を経なければならない。

2 本会が重要な財産の処分又は譲り受けを行おうとするときは、総会において議決を経なければ

ばならない。

(公益目的取得財産残額の算定)

第 52 条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第 48 条に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、第 49 条第 2 項第 5 号の書類に記載するものとする。

第 8 章 情報公開及び個人情報の保護

(情報の公開)

第 53 条 本会は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

(個人情報の保護)

第 54 条 本会は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

(公告)

第 55 条 本会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法による。

第 9 章 定款の変更、合併及び解散

(定款の変更)

第 56 条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第 57 条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第 58 条 本会が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により消滅する場合(その権利義務を継承する法人が公益法人であるときを除く。)には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1 ヶ月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 項に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第 59 条 本会が清算するときに有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 項に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(清算人)

第 60 条 本会の解散に際しては、清算人を総会において選任する。

第 10 章 補 則

(委任)

第 61 条 本定款に別に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、理事会の議決により、別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団・財団法人法及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益社団法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 本会の最初の理事長は鈴木丈教とする。
- 3 一般社団・財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と公益社団法人の設立を行ったときは、第 47 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。